

すべての子どもの権利と育ちを保障する社会を実現するために

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 奥村尚三
全国保育士会 会長 北野久美

すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任[※]です。

少子化を反転するためにも、国が自らの責任として保障するすべての子どもの育ちについて、日本のどこに生まれても、健やかな育ちが等しく実現されるよう、令和 8 年度保育関係制度・予算について次のことを要望します。

※すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任

児童の権利に関する条約第 4 条

締結国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。

児童福祉法第 2 条 3

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

こども基本法第 4 条

国は、前条の基本理念（※事務局注 全ての子どもの人権の保障、適切な養育や生活の保障、最善の利益の考慮など）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

- 出生数の減少は深刻で、国の予想より 15 年も前倒して少子化が進んでいます。少子化傾向を反転させ、国全体が活力をもって発展していくためには、日本のどこに生まれても子どもの育ちが等しく保障されなければなりません。

- ☑ 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、地方自治体が責任を持って保育機能を維持することや、人口減少地域における保育士等の確保につながるような手当等の新設など、保育の場の確保ができる施策の実現に速やかに取り組むことを要望します。
- ☑ 恒常的に定員を上回る施設に適用される減算措置だけでなく、定員 20 名の施設において一定期間、定員を下回る場合の「加算措置」を新設してください。
- ☑ 施設から定員減に関する届け出が地方自治体にあった場合は、ローカルルールにより不受理としないよう、自治体に通知してください（不受理とする場合は、地方自治体側に説明責任を果たすことを求めてください）。

- 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ」において、法人の合併・譲渡、補助金の国庫返納の規制緩和などについても言及されています。人口減少のスピードは地域によって大きな差があり、施設によっては喫緊の課題となっていることから、早急に議論を進め、制度化してください。
- 離島における輸送費・交通費や、豪雪地域における除雪費など、地域の特性によって発生する経費へのきめ細かな補助と支援体制を整備してください。

2. 物価高騰に対応するため、

緊急的な経費補助および公定価格への反映と積算をしてください

(1) 早急な補助対応 (詳細 9 ページ)

- 国際情勢や円安、原油価格の高騰などにより、この数年物価は上昇する一方であり、保育施設における給食材料費や光熱水費等の経費も値上がりが続いています。保育施設は子どもたちの「生活の場」であり、安心・安全な保育を提供するためには、それら経費を節減することには自ずと限界があります。
- また、給食材料費や光熱水費、建築費等の諸経費値上がりにより、保育材料費や保育環境を整えるために必要な費用、保育者を外部研修に派遣する費用などを削減せざるを得ず、保育の質に影響を与えかねない状況です。各施設においては、こうした変化が子どもたちの生活に影響を及ぼすことのないよう、日々懸命の努力を続け、保育の質を維持しています。
- 11月28日の補正予算案では、一定の成果をいただき感謝申し上げます。

- 保育の質を維持し、子どもの育ちを保障するため一定の成果をいただいたが、今後の経過に応じ、継続した経費補助をしてください。
- 副食費徴収免除加算については、子育て家庭の支援といった側面からも見直しをお願いします。

(2) 公定価格への迅速な反映と積算

- 保育施設におけるこれら経費は、「事業費」として公定価格に組み込まれているものの、その仕組み上、社会情勢の変化による急激な変動には対応が難しい現状があります。
- 他方、物価高騰対策として「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が創設されましたが、保育施設への補助の有無やその金額は自治体によって大きな差があり、支援がほとんど行き渡っていない状況です。

- 子どもたちの日々の生活と育ちを守る観点から、安定的な施設運営が継続できるよう、年々上昇を続ける各種経費を踏まえ、公定価格への迅速で確実な反映と積算を要望します。

3. 安全・安心で質の高い保育を継続するため、公定価格を充実させてください

(1) 公定価格の改善 (詳細 10 ページ～)

- 現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、安心して働き続けられるよう、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持してください。
- 令和 7 年度補正予算において、公定価格上の人件費を 5.3%改善いただき、一定の成果を得ましたが、保育士の勤務年数の長期化（11 年超）を踏まえ、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げや加算対応等、さらなる処遇改善を要望します。
- 子どもたちにしっかりと向き合い、「保育所保育指針」等のねらいを達成するためには、配置基準の改善は急務です。1 歳児については加算措置が示されましたが、質の高い保育の実施を目的とした職員配置基準改善としては、加算要件を課すことは本来の主旨に則さないため、さらなる改善を要望します。
- 応答的なかかわりが重要となる 2 歳児の配置基準についても改善が必要です。
- また、近年子どもの発達の個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増えています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。看護師や栄養士、調理員、事務員等も含めて、配置のあり方が適当なのか、しっかり精査いただくことを要望します。
- さらに、新型コロナウイルスによる感染症の流行も記憶に新しいですが、保育所・認定こども園等においては乳幼児の発達やコミュニケーションをとるため、マスク着用等の感染対策も限られています。そのため、感染症等により出勤停止となる職員等もでてきます。子どもたちの育ちを保障し、保育の質を維持するためにも、そもそも余裕をもった職員配置ができるよう要望します。
- 配置基準については、下記 (2) の主任保育士の必置化、(3) の施設長の配置も含め、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 33 条第 1 項の見直しも要望します。

(2) 主任保育士の必置化 (詳細 14 ページ)

- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。

- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域社会でその役割を果たすため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。

(3) 施設長の資質向上 (詳細 15 ページ)

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。

- 施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることを要望します。

- ☑ とくに、近年、理不尽な要求を施設へ求めてくる、いわゆるカスタマー等への対応も必要となっており、そこで働く職員を守るためにも責任者たる施設長向けの研修を義務化するとともに、施設長の俸給格付けの見直しを含め、公定価格上に管理的業務を適切に評価していただくことを要望します。

4. 保育士修学資金貸付の返還免除期間の見直しをしてください

- 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金貸付の返還免除について、令和 8 年度募集より、実務従事期間を 5 年間から 8 年間に延長するという概算要求が行われました。しかし、卒業後の実務従事期間が長くなることにより、かえって保育士をめざす学生が減少する可能性があります。

- ☑ 保育士希望の学生が真に働きやすく長く保育所等に定着してもらうためにも、借受人の事情に応じた返還免除要件の見直しを要望します（とくに従事期間のさらなる短縮）。

5. 「こども誰でも通園制度」がすべての子どもの育ちを支援するものになるよう

補助額単価を改定してください

- 試行的事業実施のなかで、補助金額が増額されましたが、実際には利用時間に加え、利用園児と保護者との面接や利用後に園での様子を伝える時間もあります。限られた日数・時間のなかでのかわりだからこそ、この時間はより大切な時間です。

- ☑ これらは、事業の利用時間ではないため単価の対象になっていません。実利用時間以外に費やす時間や労力等も含めた単価を設けてください。
- ☑ あわせて、今回、事前面談が義務化されていますが、そこにかかる金額についても上乘せしてください。
- ☑ また、常時保育士等を雇用する必要がある一般型で運営するには、現在の単価では到底不十分であり、基本分単価を設定するなど、大幅な増額が必要です。
- ☑ さらに、令和 8 年度からの事業開始にむけて、市町村の準備についてはチェック表やフローチャートが作成されています。事業をスムーズに開始し、より多くの施設が本事業に取り組むことができるよう、施設向けにも同様に作成してください。

・・・・・・・・（詳細 16 ページ）

6. 保育所保育指針等の改訂に際し、

現行の三要領・指針を「こどもまんなか」の理念に沿って見直してください

- 内閣総理大臣からこども家庭審議会に対し、保育所・認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について諮問があり、三要領・指針の改訂に向けた議論が始まっています。わが国の子どもの育ちを考え、「こどもまんなか」の理念に基づき、見直しを検討してください。

- ☑ 前回の改訂から10年が経っており、今後、その内容の検討に際しては、私たち保育の現場に携わる者の意見を十分聴いてください。
- ☑ 乳児期の育ちはその子の人生の基礎となるものです。子どもの育ちを中心に据え、乳児保育の内容を充実させたうえで、乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう現行の三要領・指針の一本化に向けて検討を進めてください。

7. 保育所・認定こども園等における災害対策を検討してください

(1) 災害救助費の対象

- 令和7年5月28日に通常国会にて可決・成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」では、被災者支援の充実において、被災者に対する福祉的支援等の充実を図ることを目的の一つとし、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され、災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました。
- 災害発生時、乳幼児のいる子育て家庭や妊産婦等といった要配慮者には、より良い支援が実施可能な指定福祉避難所や指定避難所の確保・設置が求められており、保育所・認定こども園は、乳幼児やその保護者、妊産婦にとって安心して避難ができる場でありながら、市区町村が予め決定する指定福祉避難所には、保育所・認定こども園の指定が少ない現状があります。

- ☑ 保育所・認定こども園が指定福祉避難所になり得ることを市区町村が正しく理解していない可能性があることから、保育所・認定こども園が指定福祉避難所になり得ることを、市区町村に伝えてください。

(2) 災害対策 (詳細 19 ページ)

- 令和7年7月1日付で施行された災害救助法施行令では、第4条3項（従事命令の範囲）に「保育士」が追加され、必要とされる場合は救助に関する業務に従事することとされました。コロナ禍において保育士は「エッセンシャルワーカー」として、非常事態に直面する社会を支える役割を担いましたが、災害時においても同様の役割が期待されています。
- また、東日本大震災発災以降15年間において、災害救助法の適用を受けた市区町村は1162自治体にのぼり、特に近年は気候変動等の影響による豪雨等の災害も相次いで発生しています。2回以上災害救助法の適用を受けた自治体が3割にのぼる等、

多重災害への備えも必要となってきています。

- ☑ どのような状況下であっても、子どもたちに安全で安心な保育を提供するために必要なのは「備え」です。非常用食糧や飲料水の確保、停電時対応のための蓄電池設置、防災・減災に係る施設整備や災害時を想定した物品購入等、保育施設における非常時への備えに対応するための必要かつ十分な補助をお願いします。

8. 認定こども園特有の課題の解決に向けて検討を行ってください

- 認定こども園は、子どもの育ちを支えるために、保育と教育を一体的に行い、さらに地域の子育て支援も担う施設として設立されました。保護者の就労状況に関わらず、子どもの育ちと子育て家庭を支える施設として、認定こども園の認知度も高まり、その数も多くなっています。

- ☑ 子ども・子育て支援新制度が施行されて10年経ちましたが、認定こども園と保育所、また幼稚園との間で公定価格の単価や各種加算の相違など、さまざまな不整合や矛盾が存在し、困惑や混乱が生じています。新制度10年を節目に公定価格をはじめ制度そのものを総括し、必要な部分は早急に改善するよう要望します。
- ☑ 認定こども園は保育と教育を一体に行い、いわば保育所と幼稚園の両方の良さを併せ持っている施設でありながら、幼保連携型認定こども園や保育所型認定こども園等、施設種別によって、それぞれ別の要領・指針に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも2、3号認定子ども、1号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう、またすべての子ども・子育て家庭を同じ理念のもとに支えるためにも、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」を一本化することを要望します。
- ☑ 一部の市町村では、保育所が認定こども園移行の意思を示しても認められないことがあります。国においては、認定こども園への移行を希望する保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行うものと示されていることから、自治体に対して、その旨を再度徹底してください。

・・・・・・・・（詳細 20 ページ）

9. 公立保育所・公立認定こども園も対応可能な、柔軟な制度設計としてください

- 少子高齢化による人口減少が進み、子どもの数が少なくなっていくなか、地域の保育機能を維持するため、公立保育所・公立認定こども園は地域のインフラとして大きな責任と役割を担っています。
- 一方、少子化に伴い公立保育所・公立認定こども園の合併や民営化により、公立が担ってきた役割や強みが後退しつつある状況です。

- ☑ 現在の保育施設を支援する施策は多くが民間の保育所等を対象としており、公立施設は対象となりません。上記の公立施設の役割を踏まえ、地方分権が進んだなかではありますが、国が設計する子ども・子育てを支援する制度において、公立保育所・公立認定こども園も対象となるような、柔軟な制度設計を要望します。
- ☑ 公立保育所・公立認定こども園における医療的ケア児の受け入れや、施設・設備の老朽化、ICT に関する課題などを踏まえ、今後の子ども・子育て支援について検討する際、公立保育所・公立認定こども園の今後のあり方を検討の視点の 1 つとしていただくよう要望します。
- ☑ また、災害時には公立施設が避難所となる場合もあります。人口減少地域ではその傾向が顕著であると考えられ、施設の老朽化等でその役割を果たすことが難しくならないよう、地方分権が進んだなかではありますが、公立保育所・公立認定こども園の老朽化対策に国としても支援いただくよう要望します。
- ☑ 医療的ケア児に限らず、近年は配慮を必要とする子どもや外国にルーツのある子どもも増加しているなか、すべての子どもを受け入れる体制を整備するためにも、看護師等の専門職について、公立保育所・公立認定こども園にも配置されるよう検討してください。

・・・・・・・・・・(詳細 21 ページ～)

10. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成を堅持・継続してください

- ☑ 保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和 8 年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を強く要望します。

11. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

(1) 「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用 ・・・・・・・・・・(詳細 23 ページ)

- 令和 6 年 6 月 12 日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設される「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策の実施に充てられるものです。

- ☑ その主旨に従い、間違いなく子ども・子育て世帯のための財源として確保してください。

(2) 就学前教育・保育施設整備交付金等の確保 ・・・・・・・・・・(詳細 24 ページ)

- 就学前教育・保育施設整備交付金は、令和 6 年度補正予算より、待機児童対策や人口減少対策として補助率が拡充されるとともに「こども誰でも通園制度」の整備も対象となりました。令和 6 年度に生じたような予算不足は地域の子育て計画を遅延させることにもつながります。

☑ こどもまんなか社会の実現に向け、今後も必要な施設整備を図ることができるよう十分な予算の適時かつ確実な確保を要望します。

○ 甚大な被害をもたらす自然災害が近年多く発生しています。保育所等が被災した場合には、その地域の子ども・子育て家庭の生活を守るため、さらにはその地域を守るため、早急な復旧が必要です。

☑ 復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の申請については、災害発生の日から 30 日以内とされており、災害の規模が大きければ大きいほど、その期間では申請できません。被災の状況等も勘案した適正な申請の期間による迅速な支給を要望します。

12. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。
- 保育所等では 11 時間開所や土曜開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どももいます。それが、国がめざす「こどもまんなか」社会でしょうか。

☑ 日本の長時間労働を是正する施策をすすめることを要望します。また、子どもの育ちとその家庭を支える保育士の働き方を改善するためにも、保育所等の開所時間のあり方を検討いただくことを要望します。

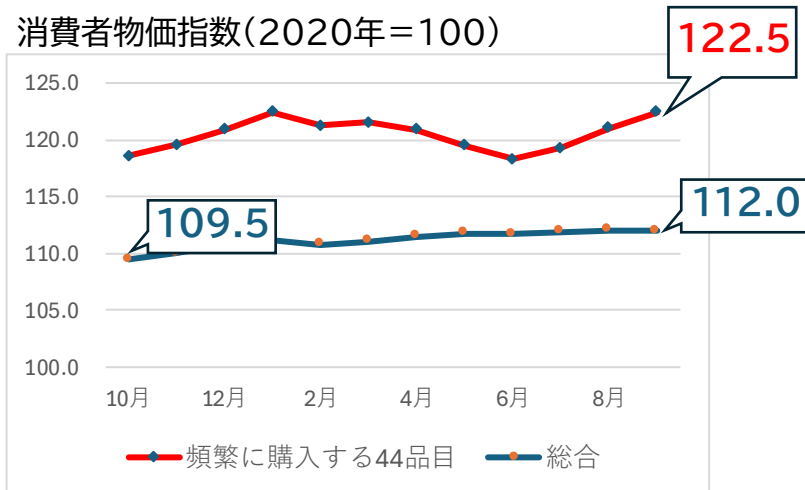
・・・・・・・・（詳細 25 ページ～）

物価高騰に関する詳細資料

- この数年物価は上昇しており、保育施設における光熱水道費等の経費も値上がりが続いています。そのようななかでも、保育材料費や保育者を外部研修に派遣する費用などを削減しながら、保育の質が低下しないよう、各保育施設等が日々懸命に努力をしてきました。
- また、食材費の値上がりに対しても、食材を変更する等して給食の提供をしてきましたが、子どもの育ちに必要な栄養等を確保するためには限界があります。
- **現在の物価高騰、エネルギー価格の高騰は、質の高い保育の継続に支障を与えています。**公定価格への消費者物価指数に基づく反映だけではなく、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」では「重点支援地方交付金」の更なる追加が示されており、**保育施設におけるエネルギー価格や食料品等の物価高騰に対する支援が確実に実施されるよう、自治体への働きかけを要望します。**

【参考】「消費者物価指数」(2024年10月～2025年9月/2020年を100)

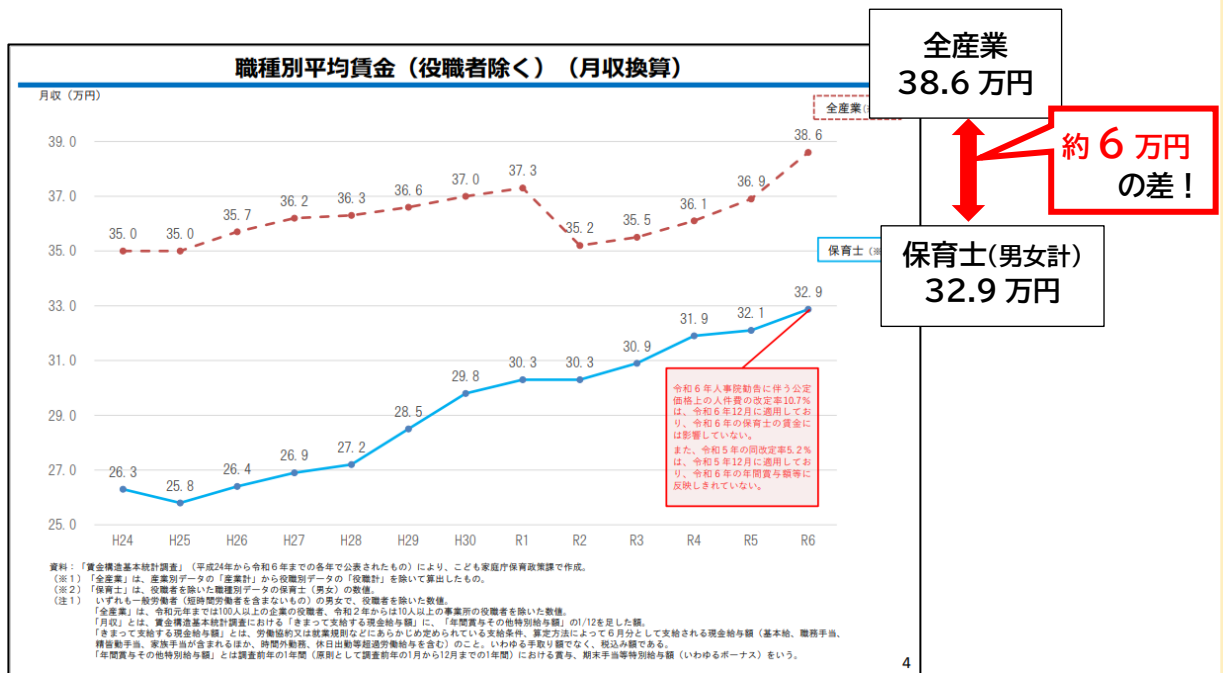
(総務省発表の消費者物価指数より事務局作成)



購入する頻度が高い食料やガソリンなどの44品目は、2025年1月と2025年9月には、2020年以降最も高い数値となる**122.5**となった

処遇改善に関する詳細資料

- これまでの処遇改善によって保育士の給与は年々増加してはいますが、それでもなお全産業の労働者の平均賃金の間には依然約6万円の差があります。
- さらに令和7年の春闘では、一般企業の賃金が大幅に上昇（ベースアップ等）されています。これらは人事院勧告にも反映され、補正予算において保育士の処遇改善が実現されました。公定価格について、今後もこれまでとおり人事院勧告準拠のルールを確実に実行してください。
- また、令和元年実施の経営実態調査においても明らかなように、職員の平均勤続年数が年々伸びているなか、公定価格の算定において、職員の勤続年数や保育現場の必要な費目が適正に評価されているかどうか、今一度精査することが必要です。
- 現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、保育者が安心して働き続けられるよう、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持してください。また、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を要望します。



【参考】「2025 年春季労使交渉の結果」（日本労働組合総連合会が発表した第7回集計結果より）

賃上げ(月例賃金)

・ 中小企業（300 人未満）/3,677 組合・・・4.65% 12,361 円

→うち賃上げ分が明確に分かる組合分

・ 中小企業（300 人未満）/2,285 組合・・・4.98% 13,552 円

配置基準の改善に関する詳細資料

- 令和6年度より4,5歳児および3歳児の配置基準が改善されました。今回改善された配置基準（3歳児15:1、4・5歳児25:1）にとどまらず、OECD加盟諸国における就学前施設の配置基準をめざすことを要望します（下図参照）。
- 一方で、当初「こども未来戦略方針」で記載されていた1歳児の配置基準の改善は、令和7年度予算においては、要件を満たした施設において6対1から5対1以上に改善した場合に加算するという要件付きの加算措置による対応が示されました。
- 保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進めることが必要とされながら、加算要件を課すことは本来の主旨とは則しません。
- 子どもたちとしっかり向き合い、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを達成するため、配置基準の改善は急務です。
- **まずは、1歳児についてさらなる改善をいただくとともに、言語能力や運動能力の発達がめざましく、応答的なかわりが重要な時期である2歳児の配置基準についても改善を要望します。**
- また、4・5歳児の配置基準の改善は、「チーム保育推進加算（略）」を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用」とされました。

しかし、チーム保育推進加算は、チームリーダーの位置づけ等、チーム保育体制を整備し、職員の平均経験年数（12年以上）やキャリアを積んだ保育士が若手保育士とともに保育する体制を整備することで得られる加算です。

配置基準の改善とは根本的に主旨が異なるものです。

今後、配置基準の改善に加えてチーム保育の体制を整備している場合などには、別途チーム保育推進加算が獲得できるよう整理していただくことを要望します。

【参考】「保育所の職員配置基準（諸外国との比較）」

（「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」（平成21年、全国社会福祉協議会）から事務局作成）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
日本	3:1	6:1		15:1	25:1	
フィンランド	4:1			7:1		
アメリカNY州 ※州によって異なる	6週～1歳6か月未満児	4:1		6:1	7:1	8:1
	1歳6か月～3歳未満児	5:1				
イギリス	3:1		4:1	7:1	8:1	9:1
フランス	歩行が可能な乳幼児	5:1		13:1		
	歩行ができない乳幼児	4:1				
ドイツ ※州によって異なる	6:1			13:1		
スウェーデン	1クラス上限14人に職員3人 ※クラス上限で計算すると、4.6:1			13:1		
韓国	3:1	5:1	7:1	15:1	20:1	

※その後、研究事業実施なし

- 他方、近年子どもの発達の個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増しています。アレルギーのある子どもや配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。

- 25 対 1、5 対 1 という改善された配置基準は、子ども・子育て支援新制度制定時に確認された内容であり、当時とは子ども・子育て世帯を取り巻く状況が変わっています。
- また、調理員は配置基準が定められているものの、現行の配置基準（40 人以下は 1 人、150 人以下は 2 人、151 人以上は 3 日）では、1 人が体調不良等で休むと給食の提供が困難になります。看護師や栄養士、事務員等においては配置基準がなく加算対応です。子どもの育ちを支える場として配置基準が適当なのか、保育士以外の職員の配置基準も含めてしっかり精査いただくことを要望します。

【参考】「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

→第 33 条保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

公定価格における調理員の利用定員要件

→ 利用定員 40 人以下・・・1 人

利用定員 41 人以上・・・2 人

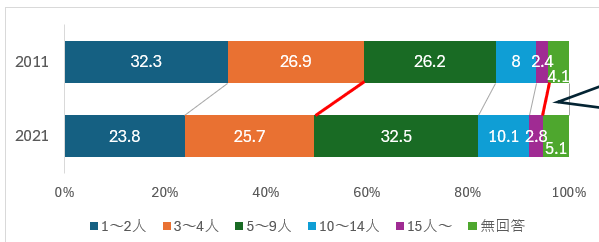
利用定員 151 人以上・・・3 人（うち 1 人は非常勤）

調理員が1人では
休暇をとることも
できない！

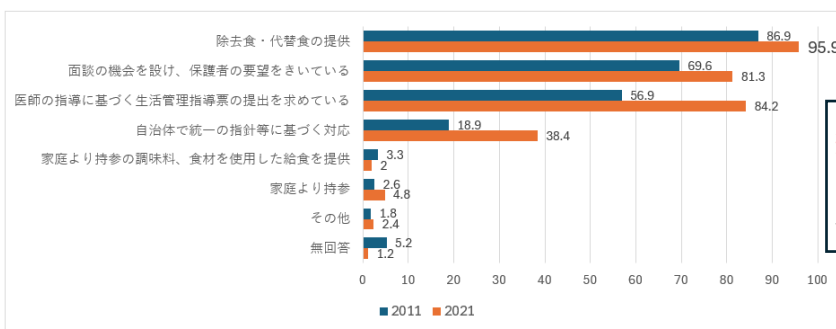
【参考】「給食の状況」（食物アレルギーのある子どもがいると答えた 89.5%の施設の回答）

食物アレルギーのある子どもの人数 および 食物アレルギーのある子どもへの対応

（「全国保育協議会 会員の実態調査 2011 報告書」「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）



5人以上と回答した施設が、
36.6%→45.4%に増加
約半数の施設で、5人以上の食物アレルギーのある子どもが在籍



約96%の施設で、
除去食や代替食の提供を実施している

食物アレルギー
の対応には栄養士が重要な役割を果たす！

【参考】「障害児保育等支援が必要な児童の状況」

障害児保育を実施している園において、

「障害児手帳を持つ子ども、または行政が障害児保育の対象と判断した子ども」

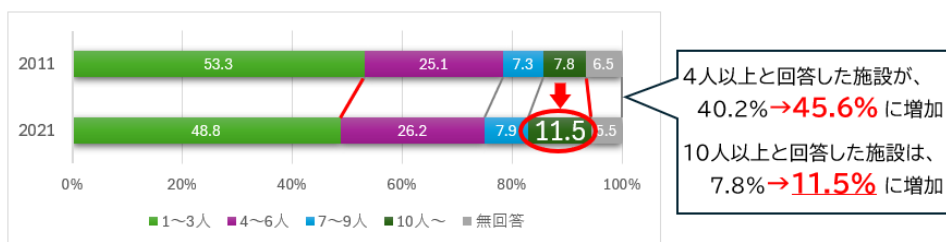
(「全国保育協議会 会員の実態調査 2011 報告書」「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成)



障害児保育を実施している園において、

「障害児保育対象以外で特別な支援が必要な子ども」

(「全国保育協議会 会員の実態調査 2011 報告書」「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成)

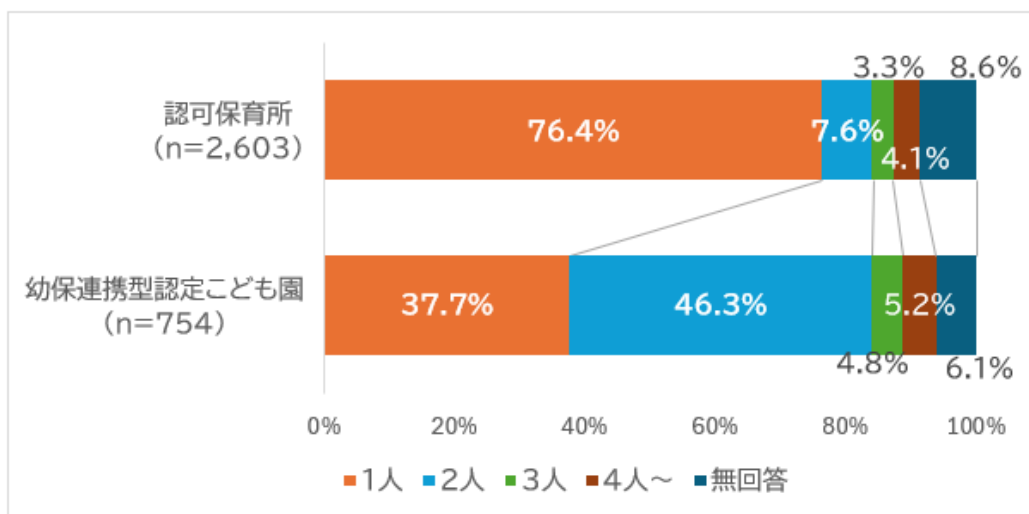


主任保育士の必置化に関する詳細資料

- 「こども誰でも通園制度」や「身近な相談機関（かかりつけ相談機関）」など、保育所・認定こども園には、地域のすべての子ども・子育て家庭への支援が期待されています。そして子育ての安心感は少子化傾向の反転につながります。その支援の中核的な役割を担うのが、主任保育士・主幹保育教諭です。
- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域でその役割を果たすため、**加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。**
- また、令和6年度から開始された新しい認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」は主任保育士も取得することが想定されていますが、合計265時間を超える研修受講が必要であり、保育を実施しながらの取得は困難です。研修について、これまで受講した研修の置き換えや一部免除など、研修受講の負担軽減について検討いただくよう要望します。

【参考】主任保育士・主幹保育教諭の配置人数

（「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）



要件を満たした場合に加算される主任保育士は、**76.4%の園で1人の配置** の一方で、公定価格上の配置基準に含まれている主幹保育教諭は、**46.3%の園で2人の配置**



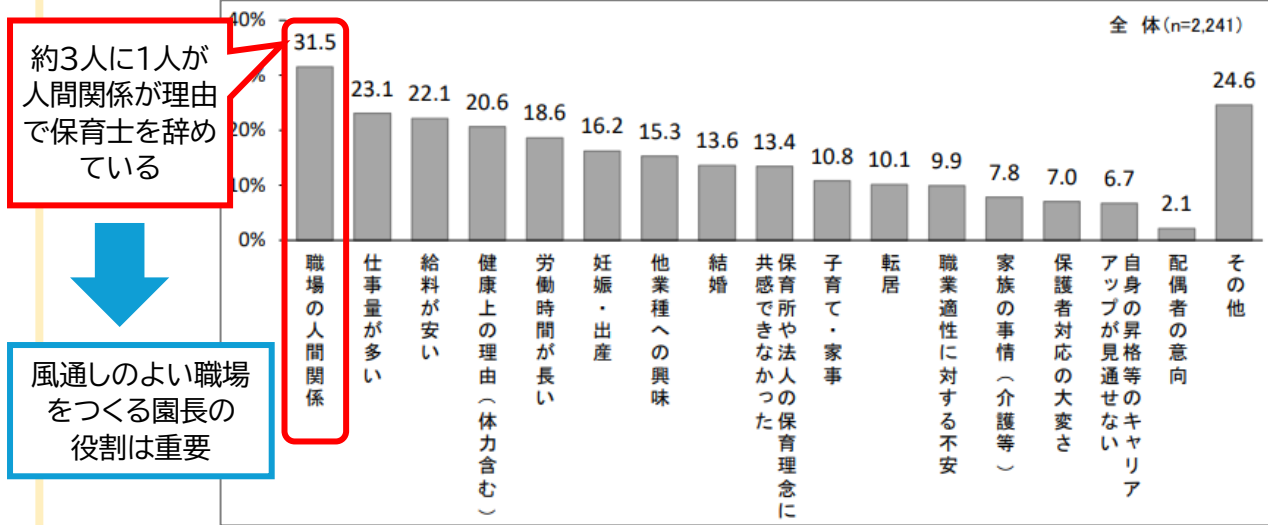
主任保育士・主幹保育教諭の専門性や果たしている役割を考えれば、どちらがよいかは明らか

施設長の資質向上に関する詳細資料

- 保育者がやりがいを持って働き続けられる風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。
- 施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、資格や必修研修等の要件等を的確に定めることを要望します。

【参考】過去に保育士就業経験がある者の実態「保育士を辞めた理由」

(「令和4年東京都保育士実態調査／東京都」)



【参考】「公定価格の算定方法における保育所の施設長の要件について」(内閣府資料)

概要

- 市町村から保育所等に支払われる公定価格では、全施設に共通して適用される基本単価において、施設長の人件費を算定し、一定の経験や能力を有する施設長が常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していることを要件としており、要件を満たしていない場合は、減算する仕組みとしている。

※保育所の施設長が他の施設や事業の職員と兼務すること自体は可能。

※施設長に支払われる給与は、事業所で決定。

【参考】「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」

(昭和47年5月17日社庶第83号厚生省社会・児童家庭局長連名通達)

保育所	<p>健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者</p> <p>国公立の施設にあつては、さらに、児童福祉事業に二年以上従事した者であつて、児童福祉施設を適切に運営する能力を有する者であること。</p>
-----	---

「こども誰でも通園制度」に関する詳細資料

- 「こども誰でも通園制度」は「こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』こと」が主旨であるはずです。

【単価の設定について】

- 今年度、試行的事業実施をするにあたっては、子ども1人1時間あたりの単価が、0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円に増額され、加えて、障害児や要支援家庭の子ども、医療的ケア児を受け入れる場合に加算が設けられました。あわせて、保護者から1時間あたり300円程度自己負担をいただくことになっています。
- 令和8年度からの給付化については、1時間当たりの費用について、公定価格として設定する必要があり、公定価格の設定に当たっては、必要な人材確保と運営ができるよう設定されなければなりません。
- しかしながら、上記単価は利用時間に対するものであり、利用園児や保護者との面接や利用後に園での様子を伝えるという、限られた日数・時間のなかでのかわりだからこそ大切な時間は、事業の利用時間ではないため単価の対象となっていません。
- 国の検討会においても、運営基準等のなかで「事業者に対し、こどもが最初に当該事業者を利用しようとするときに、面談（オンライン面談も可能）を行うことを義務付けてはどうか」との記載がされましたが、費用についての記載がされていません。

こどもみんなの
こども家庭庁 **主要論点②：初回面談について**

- 内閣府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（仮称））において、次のような内容の規定を設け、事業者に対し、こどもが最初に当該事業者を利用しようとするときに、面談（オンライン面談も可能）を行うことを義務付けてはどうか。

【規定の内容（案）】

- ① 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。
- ② 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- ③ 特定乳児等通園支援事業者は、①の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（参考：「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（抄））

(2) 事前面談

- 初回利用の前に、保護者（利用こどもも同席することが基本）と事前の面談を行い、I①で記載の制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握します。

【面談時の説明及び確認内容の例】

- ・ 施設の方針や実施内容
- ・ 個人情報の取扱い
- ・ 必要な持ち物や利用に当たってのルール
- ・ 体調不良時の対応
- ・ 災害発生時の避難先等
- ・ 家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況
- ・ 子育ての方針や大切にしていること、こどもの好きなこと苦手なことなどの把握、家族の状況
- ・ 利用料、キャンセルポリシー等

- 面談はオンラインで実施することも可能です。この場合も、画面でこどもの様子もあわせて確認できる形で実施することを基本とするとともに、一定の時間を確保して丁寧に説明と確認を行うことが必要です。
- なお、事前面談での確認内容に加えて、実際の受入れ時においては「受入日の体調」「送迎の時間や送迎者」等を改めて確認することが必要です。

3

- 義務化された事前面談については、利用園児や保護者との信頼関係を構築するために大切なものであり、子どもの心身状況、養育環境も把握するために行われるものです。そのため、専門的な知識をもって面談や利用園児等を迎えるための準備もあります。事前面談やそこにかかる費用についてもふまえた単価設定をしてください。

- 令和 8 年度からの公定価格について、国の検討会では委員からの意見をふまえ、下記のように示されています。

対応の方向性（案）

- 公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価+加算という形で実施をしてはどうか。
(※) 単価・加算の詳細については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
(※) 加算については、現行の加算（障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算）に加え、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
- 公定価格と併せて、実費※に加え、事業所の取組に応じて必要な額を利用料として徴収することができることとしてはどうか。
(※) 給食代・食材費、通園バス代、文房具代等を想定。
- 利用料の徴収に当たっての留意点については、整理した上で、別途通知等でお示しすることとしてはどうか。

- 上に記載のとおり、現在の 1 時間あたりの単価では安定的な運営は困難です。
- **実利用時間以外に費やす時間や労力等も含めた単価の増額や、ベースとなる運営費の補助など、安定的な運営が可能となる収入が得られるようにしてください。**

【令和 8 年度からの本格実施に向けて】

- 「こども誰でも通園制度」は、すべての子どもの育ちを支え、子どもの良質な成育環境を整備し、すべての子育て家庭に対する支援を強化することを目的に令和 8 年度から「乳児等のための支援給付」として実施されます。
- 事務連絡において、「都道府県における市町村の進捗管理」で、都道府県を通してこども家庭庁が準備状況を定期的に共有することが示されましたが、すべての子どもが公平に本制度を利用できるよう、また支援が必要なものの、自ら利用しないような要支援家庭の把握・支援につなげるよう、自治体への働きかけを要望します。

第 4 都道府県における市町村の進捗管理
 都道府県は、別途依頼する「こども誰でも通園制度市町村準備状況確認票」において、管内市町村の準備の状況を管理するとともに、こども家庭庁に対し、毎月月末時点の管内市町村の準備状況について報告すること。その上で、こども家庭庁から、全市町村の準備の状況を定期的に共有することを予定していること。

(事務連絡「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」より抜粋)

- また、次ページの図のように、本格実施に向けて自治体の準備業務のチェックリストやフローチャートが作成されていますが、利用児童を実際に受け入れるのは施設です。スムーズに本制度が実施され、取り組まれるためにも、施設向けにも同様に作成してください。

災害対策に関する詳細資料

- 能登地域では 2024 年 1 月の能登半島地震に加え、2024 年 9 月の豪雨により二重災害となっています。当該地区の「子ども達の笑顔を絶やさないように保育を続けることが保育園の使命」と語る保育者の声に応えるためにも、地域の実情に応じたさらなる復興支援策を早急にお願いします。
- 災害が発生した場合、保育施設には、園児の命を守り、職員の命を守ることが求められます。
- そのためには、十分な備蓄とともに、**電力の確保が必要です。空調のほか、生活に不可欠な電力が使用できなくなれば、子どもの命を脅かす事態も想定されます。**
- 地震や台風などで被害が発生すると、大規模な停電が発生することがあります。

令和元年房総半島台風 (2019.9)	東京電力管内において2週間以上にわたって、最大約 93 万戸が停電。特に千葉県においては、停電発生から 1 週間経過しても 8 万戸が停電から復旧しなかった。
平成 30 年台風 21 号 (2018.9)	関西地方を中心に2週間にわたって最大約 240 万戸が停電。ピーク時には大阪で約 100 万戸、和歌山でも全世帯の約半数が停電。
北海道胆振東部地震 (2018.9)	北海道で2日間にわたり、最大約 295 万戸が停電。一時は北海道全域が停電。

- 子どもの命を守るため、保育施設における蓄電池や太陽光パネルの設置等の災害対策への支援を要望します。

認定こども園への移行に関する詳細資料

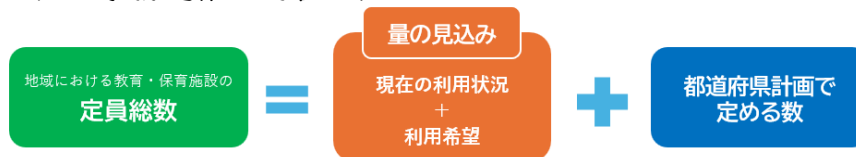
- 認定こども園への移行について、国からは下記が示されています。

平成25年12月18日付の内閣府事務連絡

認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定の基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにする

- にもかかわらず、待機児童がいるから等の理由で、認定こども園への移行を認めない自治体もあります。

- 上記の事務連絡の内容は、



となるまで、「認可・認定をしなければならない」とするものです。

- その理由としては、

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというもの

とされ、「都道府県で定める数」は以下のようにされています。

都道府県計画で定める数

- ◆ 認定こども園への移行を希望に十分配慮し、意向等を踏まえて設定する
- ◆ 供給過剰地域においても認可・認定を可能とすることを前提とする
- ◆ 少なくとも「供給量-需要量」を上回る数を設定する必要がある

待機児童がいるから等の理由で

移行の希望があるにもかかわらず、自治体が移行を認めないことはできないはず

- 自治体に対し、上記の旨を再度徹底してください。
- また、保育所型認定こども園は保育所保育指針に、幼稚園型認定こども園は幼稚園教育要領に基づくことが前提とされていますが、いずれの類型にも2、3号認定子ども、1号認定子どもが在園し、子育て支援事業も展開していること等、大きな区別はなくなりつつあります。
- すべての子ども・子育て家庭を統一的に支えるためにも、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」の一本化を要望します。

公立保育所・公立認定こども園に関する詳細資料

- 公立保育所・公立認定こども園は、児童福祉の専門職が在籍する公的機関との連携、災害時・新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような緊急事態における医療機関との連携、民間の保育所等では受け入れが難しい医療的ケア児や配慮が必要な子どもの受け入れなど、地域の子ども・子育て支援のライフラインとしての役割があります。
- 少子高齢化による人口減少が進み、小規模な市町村では、子どもの数が少ないうえに、財政状況が厳しくなっています。そうしたことを踏まえ、地方分権が進んだなかではありますが、国が設計する制度において、公立保育所・公立認定こども園も柔軟に対応可能な制度設計を要望します。
- 公立保育所・公立認定こども園における医療的ケア児の受け入れや、施設・設備の老朽化、ICT に関する課題などを踏まえ、『新子育て安心プラン』の後の保育提供体制等について検討する際、公立保育所・公立認定こども園の今後のあり方を検討の視点の1つとしていただくよう要望します。

【地域の保育の質】

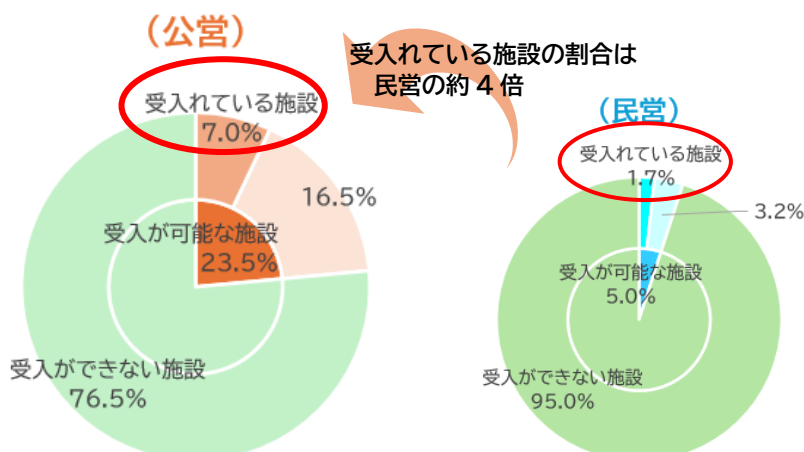
- 各自治体における保育士に対する研修は処遇改善等加算Ⅱに伴う保育士等キャリアアップ研修が中心となり、民間の保育士の受講が優先されて、公立の保育士の受講機会が少なくなっている市町村もあると聞きます。
- 公立施設の今後の役割として、「地域における子育て支援拠点」「保育技術の向上と民間との共有による保育の質の確保」等を掲げる地域も多いことから、地域の保育の質の維持・向上の観点から、公立施設の職員においても研修の受講の機会を確保いただけるような取り組みを国として実施してください。

【医療的ケア児の受け入れ】

- 医療的ケア児の受け入れにおいては、公立施設が大きな役割を果たしています。
- 公立施設ならではの保健師等との連携が大きな役割を果たしていますが、看護師が園に常駐することで保育士への負担は大きく軽減します。医療的ケア児を受け入れる公立施設における看護師の配置についての取り組みを国として実施してください。

【参考】医療的ケア児を受け入れている施設の割合（533市区町村の割合）

（こども家庭庁令和5年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「保育所等における医療的ケア児の受入れ方策及び災害時における支援の在り方に関する調査研究」報告書より事務局作成）



【参考】看護師の配置状況（「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）

雇用形態	保健師・看護師	
	正規	非正規 (臨時)
常勤	0.3	0.2
公設公営	0.1	0.2
公設民営	0.3	0.2
民設民営	0.4	0.3
非常勤	0.1	0.2
公設公営	0.0	0.1
公設民営	0.1	0.2
民設民営	0.1	0.3
総人数	0.5	
公設公営	0.3	
公設民営	0.5	
民設民営	0.6	

公設公営施設での看護師・保健師の配置状況は、1施設あたり 0.3 人。

民設民営の施設の1施設あたりの配置状況は半分となっている。

【保育DXに向けて】

- 公立施設の ICT は、各自治体の個人情報の方等により、その運用が異なります。
- また、ICT の導入自体にも地域間の格差があることから、保育DXの構築に向け、国として自治体への働きかけの強化を要望します。
- 保育DXの構築にあたっては、公立施設の特長も踏まえたうえで構築いただくことを要望します。

【災害対策と施設老朽化に関して】

- 災害時、地域のセーフティネットでもある公立施設が避難所となる場合もあります。
- 人口減少地域ではその傾向が顕著であると考えられますが、施設の老朽化等でその役割を果たすことが難しくなる事態の発生も想定されます。
- そうならないよう、地方分権が進んだなかではありますが、公立保育所・公立認定こども園の老朽化対策に国としても支援いただくよう要望します。

「子ども・子育て支援金制度」の活用に関する詳細資料

【平成 27 年度に確認された 0.3 兆円】

- 我が国の少子化と人口減少の状況は想定を上回る厳しい局面にあり、「こども未来戦略」のなかで「我が国が直面する、最大の危機である」とされています。さらに、経済・社会システムを維持するため緊急かつ最重要課題として、これからの 6～7 年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであるとされました。
- そのため、「加速化プラン」において言われている「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」ためには、安定した財源の確保とともに実効性のある施策が求められます。
- 6 月 5 日に可決・成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により創設される「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策の実施に充てられるものです。その主旨に従い、間違いなく子ども・子育て世帯のための財源として確保してください。
- 令和 6 年度に改善された 4, 5 歳児の職員配置基準は、平成 27 (2015) 年に子ども・子育て支援新制度制定時に確認された消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源で実現されるはずのものでした。それが実現されず、ここまで先延ばしにされました。
- 今回の「子ども・子育て支援金制度」の用途について、真に子ども・子育て世帯のために活用されるように要望します。

【参考】平成 27 年度に確認された 0.3 兆円について

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)附則

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(H24.8.10 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1 兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する 0.7 兆円程度以外の 0.3 兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

平成 26 年 10 月 2 日参・本会議での安倍総理答弁

平成二十七年四月に施行予定の子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て支援の質・量の充実を図るための財源の確保については、消費税分はもちろん、それ以外のものを含め、しっかりと対応してまいります。

7年 経過した会議での指摘

【参考】「子ども・子育て支援新制度の今後の課題」

(「こども政策の推進に係る有識者会議 (R3.9.16) 秋田喜代美氏 (内閣府子ども・子育て会議会長(当時)) 提出資料

子ども・子育て支援新制度の今後の課題①

【0.3兆円メニューなどの保育の質の向上及び処遇改善】

- ・ 保育の質が子どもの発達に影響を及ぼし、その効果が生涯にわたって続くことを踏まえると、今後は保育の質の向上に向けた取組を強化していくことがより重要。職員配置の改善や保育士等の処遇の改善のほか、医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについてその受け入れや必要な支援を進めるための方策も求められる。
- ・ このため、未だ実現できていない職員の配置基準の改善等の「0.3兆円超」メニューやその他の保育の質の向上の実現が切望される。

【成育場所や環境を問わない健やかな育ちの保障】

- 少子化傾向を反転させるためには、すべての子どもの育ちについて、成育場所やその環境を問わず、健やかな育ちを保障することが必要です。
- 令和元年10月から、3歳以上児の家庭及び3歳未満児の住民税非課税世帯の家庭が負担する保育料の無償化が実施されました。
- その後、自治体によっては、3歳未満児も含めた保育料を完全無償化とした自治体や、第2子の保育料を無償化とした自治体など、自治体によって差が出ています。
- その実現に向けて、「子ども・子育て支援金制度」を活用した無償化の拡充などを要望します。
- また、満3歳児の支給認定の取り扱いについて、認定こども園の一号認定の無償化が満3歳となる誕生日の翌月からになる一方、保育所は満3歳となった翌年度からとなる違いが生じており、制度運用上の整合性について、早急に対応してください。

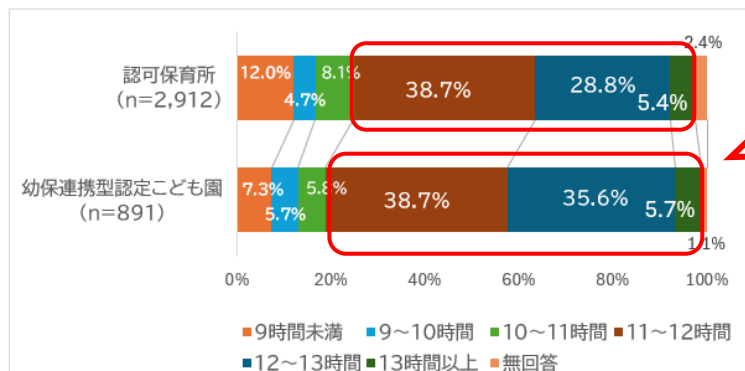
(2) 就学前教育・保育施設整備交付金の確保

- 令和6年度の就学前教育・保育施設整備交付金では、第一次交付でそのほとんどの予算額が使用され、保育施設の運営および計画に非常に大きな混乱を及ぼす結果となりました。
- 「こども誰でも通園制度」の整備も認められるなど、「こどもまんなか」社会の実現に向けた新たな制度での活用も見込まれること、また、燃料費や食材料費、資材費、人件費など、急激に物価が高騰していることから、交付単価の引き上げも含め、今後も必要な施設整備を図ることができるよう、十分な予算の確保を要望します。

働き方改革に関する詳細資料

- 2020年にユニセフから発表された報告書において、日本は長時間（平均で週50時間以上）働いている割合が最も高い国の一つであり、ワークライフバランスに苦慮している保護者が多い国でもあるとされています。
- 保育所等においても11時間開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どももいます。子どもの育ちを考えると、それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会でしょうか。
- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化傾向の反転につながると考えます。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策をすすめることを要望します。
- また、子どもの育ちとその家庭を支える保育士の働き方を改善することも必要です。子どもの育ちと保護者のニーズを踏まえたうえで、保育所等の開所時間のあり方を検討いただくことを要望します。

【参考】保育所、認定こども園の開所時間（「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成）



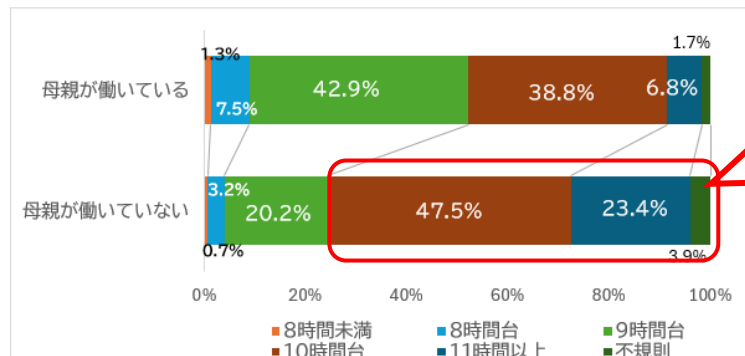
認可保育所では
72.9%、
幼保連携型認定こども園では**80.0%**
が**11時間以上開所**
している

【現場の感覚として】

- 開所時間のすべてを園で過ごす子どもがいる
- 早く来る子どもほど、遅く帰る

子どもの睡眠時間の影響があるのではないかと

【参考】子どもの睡眠時間（「厚生労働省 第3回21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)」より事務局作成）



母親が働いている場合の子どもの睡眠時間が10時間以上の割合は**47.3%**
母親が働いていない場合の子どもの睡眠時間が10時間以上の割合は**70.9%**

「乳幼児の睡眠と発達」(岡田清夏、2017、東京大学大学院)によると、

乳幼児期の睡眠問題は、将来的に問題になっていくことに留意すべきである。
学童期におけるイライラや落ち込みなどの精神的健康度の悪化、
青年期における学業成績や認知機能、眠気の悪化を招き、
倦怠感や肥満などの身体的な不調も合わせた健康上の問題を深刻化させ、
不登校や引きこもり、多動傾向などの社会生活への適応問題にまでも発展する結果になりうる



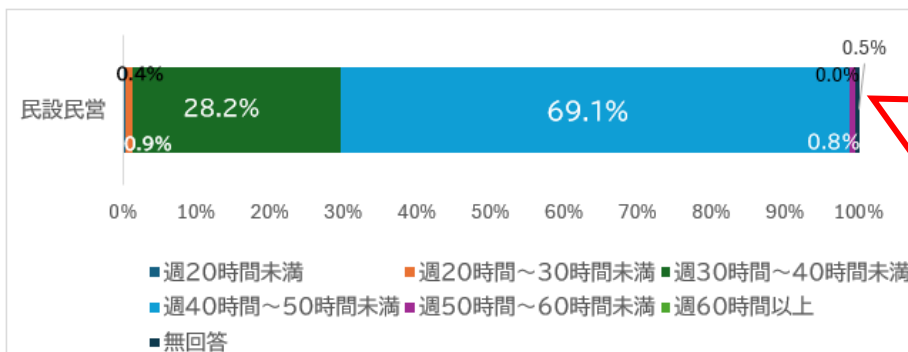
少子化対策という面だけでなく、
日本の将来のために、
日本の働き方改革、保育所の開所時間の見直しが**急務!!**



さらに
保育士の働き方の改善も**必要!**

【参考】正規職員の週当たりの実働時間

(「全国保育協議会 会員の実態調査 2021 報告書」より事務局作成)



週40時間～50時間の園が、**約7割**
50時間とすると、**約7割**の施設の保育士(正規)は、**1日10時間勤務**していることになる